

しまね産業活性化戦略会議設置要綱

(趣旨)

第1条 島根県の産業振興を戦略的に推進し、県内産業の活性化を図るため、しまね産業活性化戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議は、島根県の産業振興政策、施策その他産業の活性化に資する事項について審議し取りまとめるものとする。

(組織)

第3条 戦略会議は委員で組織し、知事が委嘱する。

- 2 戦略会議に座長を置き、知事をもって充てる。
- 3 戦略会議に顧問を置き、知事が委嘱する。
- 4 戦略会議の事務局を商工労働部に置く。

(任期)

第4条 委員及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

第5条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、座長が必要と認めるときは、戦略会議に専門部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第6条 各委員は、戦略会議に関連して知り得た一切の情報を秘密として扱い、他の委員の同意なしに第三者に開示しないものとする。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- (5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員及び顧問の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。